

吉野川市告示第13号

吉野川市しあわせ住まいづくり支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

吉野川市長 原 井 敬

吉野川市しあわせ住まいづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若者世代の市外からの転入を促進するとともに市外への転出を抑制し、子育て世代への支援、定住人口の増加及び地域の活性化に資するため、本市の区域内で定住を希望する若者が住宅の取得等に要した費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則（平成16年吉野川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 永住することを前提に、本市の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠が本市にある状態をいう。

(2) 転入者等 次に掲げる者をいう。

ア 定住の意思をもって、補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住するため本市へ転入する者（当該転入の日前1年以内に本市に住所を有していない者に限る。）

イ 吉野川市新婚世帯家賃補助金交付要綱（平成24年吉野川市告示第43号）に基づく補助金を受け、当該補助金に係る住宅から補助対象住宅へ転居する者（当該補助金に係る住宅へ居住するに当たり市外から転入した者に限る。）

ウ 吉野川市新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金交付要綱（平成26年吉野川市告示第29号）に基づく補助金を受け、当該補助金に係る住宅から補助対象住宅へ転居する者

(3) リフォーム工事 補助対象住宅の床面積を増加させず、既存の住宅の機能、性能を維持又は向上させるため、住宅の全部又は一部を修繕、補修、模様替え等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に係る所有権の保存又は移転の登記を行った日(以下「登記日」という。)において、40歳未満の者又は生計を一にする同居の配偶者が40歳未満の者であること。
- (2) 補助対象住宅の所有権を2分の1以上有していること。
- (3) 世帯全員が市税その他の公課を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの告示、吉野川市に住んでみんなで事業補助金交付要綱(平成27年吉野川市告示第15号)又は吉野川市来て観て住んで事業補助金交付要綱(平成29年吉野川市告示第15号)に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が自らの居住のために本市の区域内において新築し、増築し、又は購入したものであること。
 - (2) 玄関、居室、便所、台所及び風呂(以下「生活機能部分」という。)を備えていること。
 - (3) 生活機能部分(増築の場合にあっては、当該増築部分における生活機能部分)の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
 - (4) 店舗等との併用住宅の場合にあっては、生活機能部分の延べ床面積が全体の延べ床面積の2分の1以上であること。
 - (5) 増築の場合にあっては、当該増築部分が既存の住宅部分から独立して生活機能部分を備えていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅は、補助対象住宅としない。

- (1) 相続、贈与等により対価を伴わずに取得したもの
- (2) 居住する者自ら又は2親等以内の親族が建築したもの
- (3) 2親等以内の親族から購入したもの
- (4) 公共工事等に伴う移転補償により取得したもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ同表に定める加算額を加算して得た額とする。ただし、実質住宅取得金額が当該額に満たない場合は、実質住宅取得金額(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 補助対象者が転入者等である場合

(2) 次の要件を全て満たすリフォーム工事を行った場合

ア 補助対象住宅を購入し、当該住宅に居住する前に行われるリフォーム工事であること。

イ リフォーム工事に要する経費（次に掲げる工事に要する経費を除く。）が10万円以上であること。

(ア) 補助対象住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事

(イ) 門扉、塀及び造園等の外構工事

(ウ) 家庭用電化製品、家具、カーテン等の備品購入及びそれらの取付けに係る工事

(エ) 電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事

(オ) 下水道接続に係る工事

(カ) 浄化槽設置工事

(キ) 解体工事

(ク) 他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度の対象となる工事

(ケ) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認める工事

ウ 本市に本社又は本店を有する建設業者又は本市に住所を有する個人事業主が施工するリフォーム工事であること。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、登記日（リフォーム工事を行った場合にあっては、登記日又は当該工事が完了した日のいずれか遅い日）から原則として6月以内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 補助対象住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

(3) 補助対象住宅の登記事項証明書（所有者が記載されているものに限る。）

(4) 補助対象住宅の位置図及び平面図（間取り及び面積が確認できるもの）

(5) 補助対象住宅の現況写真（外観及び内観が確認できるもの）

(6) 建築費又は購入費の支払を証する書類

(7) 工事完了証明書（様式第3号）（リフォーム工事を行った場合に限る。）

(8) リフォーム工事の支払を証する書類（リフォーム工事を行った場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助対象者として適合するか否かの確認を行い、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4

号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 規則第13条の規定による補助金の交付の請求は、補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、規則第16条に定めるもののほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金返還命令書(様式第6号)により当該補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居し、又は転出したとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に補助対象住宅の所有権を第三者に移転したとき(相続の場合を除く。)

(3) この告示及びこの告示の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、規則第17条に規定する帳簿、証拠書類等を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、令和元年10月1日から令和7年3月31日までの間に所有権の保存又は移転の登記を行った補助対象住宅について適用する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

4 この告示の失効の際現に第7条の規定により補助金の交付の決定を受けている者に係る第9条の規定による補助金の返還及び第10条の規定による関係書類の保管については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

区分	新築又は増築 の場合	購入の場合
----	---------------	-------

基本額		20万円	15万円
加算額	補助対象者が転入者等である場合	5万円	5万円
	リフォーム工事を行った場合		5万円

備考 既存住宅の表題登記における新築の日から3年以内の建売住宅の購入にあつては、新築とみなして、この表を適用する。